

医政地発 0331 第 7 号
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

外来機能報告等に関するガイドラインの改正について

外来機能報告等に関するガイドラインについては、令和 4 年 3 月 16 日付けで「外来機能報告等に関するワーキンググループ」において取りまとめられ、「医療法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（令和 4 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 27 号厚生労働省医政局長通知）により周知していたところです。

今般、同ガイドラインについて、本日付けで別添のとおり改正することとしたので通知します。

貴職におかれては、内容について十分御了知の上、貴管内市区町村、関係団体及び関係機関等へ周知いただくとともに、その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。